

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（口利き等疑いに関する事実関係及び再発防止に係る第三者委員会設置要綱の一部改正について）

総務課

## 1 概要

- (1) 口利き等疑いに関する事実関係及び再発防止に係る第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）において、関係者への事実確認の調査を進めている。
- (2) 県教育委員会においては、これまで、関係者が職務上の秘密に属する事項を公表する場合には、本人からの申請により関係法律で定める守秘義務解除の許可を行ってきた。
- (3) 第三者委員会から、調査の円滑な実施を図るため、あらかじめ守秘義務を包括的に解除する必要があるとの意見があり、当該意見を踏まえ、知事部局と教育委員会で協議のうえ、設置要綱を改正し、守秘義務の解除規定を新たに設けることとなった。
- (4) 第三者委員会は、知事部局と教育委員会が共同設置した私的諮問機関であり、当委員会の円滑な運営を確保する必要があることから、教育長の臨時代理により要綱改正案について承認した。

## 2 臨時代理の必要性

- (1) 第三者委員会の設置要綱で守秘義務の解除規定を設けることは、特に重要かつ異例と認められることから、沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則（以下「規則」という。）第3条第10号の規定により、教育委員会会議の議決事項と判断される。
- (2) 調査方法の検討や調査対象者への事前周知等を考慮し、速やかに要綱を改正する必要があるため、当該要綱改正について会議を開催する時間的な余裕がなかったことから、規則第7条第1項の規定により、教育長の臨時代理で処理した。
  - ・ 6/19(月) 第三者委員会（第4回開催）の意見
  - ・ 6/20(火) 第三者委員会設置要綱改正手続起案
  - ・ 6/22(水) 同要綱改正案決裁（知事、教育長〈合議〉）

## 3 参考資料

○第三者委員会設置要綱【別紙】

口利き等疑いに関する事実関係及び再発防止策に係る  
第三者委員会設置要綱

平成29年3月27日 知事、教育長決裁  
平成29年6月22日 一部改正

(目的)

第1条 前副知事が教員採用試験等いわゆる「口利き」を行ったなどの疑いが生じたことに伴い、当該疑いに関する事実関係を調査するとともに、今後このような事態が生ずることのないよう徹底した再発防止策を調査検討するため、知事部局と教育委員会の共同で「口利き等疑いに関する事実関係及び再発防止策に係る第三者委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 前副知事が教員採用試験や教育庁の人事に関し、いわゆる「口利き」を行ったなどの疑いに対し事実関係の調査を行う。
- (2) 今後このような事態が生ずることのないよう、他県等の状況も踏まえた上で、徹底した再発防止策を調査検討する。
- (3) その他、委員会で協議する必要があるもの

(組織)

第3条 委員会は、委員5名以内で組織する。

- 2 委員は、法律や地方行政の専門家など優れた識見を持つ者のうちから依頼する。
- 3 委員の任期は1年とする。
- 4 委員会に委員長と副委員長を各1名置き、委員長は委員の互選により決定し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 5 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 4 会議は非公開とする。

【新設】

(守秘義務の解除)

第5条 委員会は、第1条の目的を達成するため、前副知事や前教育長その他必要と判断する関係者から直接又は文書などによって聞き取りすることができる。

2 前項の場合、教育委員会及びその他任命権者は関係者の守秘義務に関する許可については予め許可したものとする。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、総務部人事課及び教育庁総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年6月22日から施行する。

口利き等疑いに関する事実関係及び再発防止策に係る第三者委員会設置要綱（平成29年3月27日制定） 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 前副知事が教員採用試験等にいわゆる「口利き」を行ったなどの疑いが生じたことに伴い、当該疑いに関する事実関係を調査するとともに、今後このような事態が生ずることのないよう徹底した再発防止策を調査検討するため、知事部局と教育委員会の共同で「口利き等疑いに関する事実関係及び再発防止策に係る第三者委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(職務)</p> <p>第2条 委員会の職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前副知事が教員採用試験や教育庁の人事に関し、いわゆる「口利き」を行ったなどの疑いに対し事実関係の調査を行う。</p> <p>(2) 今後このような事態が生ずることのないよう、他県等の状況も踏まえたと上で、徹底した再発防止策を調査検討する。</p> <p>(3) その他、委員会が協議する必要があるもの</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員5名以内で組織する。</p> <p>2 委員は、法律や地方行政の専門家など優れた識見を持つ者のうちから依頼する。</p> <p>3 委員の任期は1年とする。</p> <p>4 委員会に委員長と副委員長を各1名置き、委員長は委員の互選により決定し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。</p> <p>5 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 前副知事が教員採用試験等にいわゆる「口利き」を行ったなどの疑いが生じたことに伴い、当該疑いに関する事実関係を調査するとともに、今後このような事態が生ずることのないよう徹底した再発防止策を調査検討するため、知事部局と教育委員会の共同で「口利き等疑いに関する事実関係及び再発防止策に係る第三者委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(職務)</p> <p>第2条 委員会の職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前副知事が教員採用試験や教育庁の人事に関し、いわゆる「口利き」を行ったなどの疑いに対し事実関係の調査を行う。</p> <p>(2) 今後このような事態が生ずることのないよう、他県等の状況も踏まえたと上で、徹底した再発防止策を調査検討する。</p> <p>(3) その他、委員会が協議する必要があるもの</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員5名以内で組織する。</p> <p>2 委員は、法律や地方行政の専門家など優れた識見を持つ者のうちから依頼する。</p> <p>3 委員の任期は1年とする。</p> <p>4 委員会に委員長と副委員長を各1名置き、委員長は委員の互選により決定し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。</p> <p>5 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p>

(会議)

- 第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 4 会議は非公開とする。

(新規)

- 第5条 委員会は、第1条の目的を達成するため、前副知事や前教育長その他必要と判断する関係者から直接または文書などによって聞き取りすることができる。
- 2 前項の場合、教育委員会及びその他任命権者は関係者の守秘義務に関する許可については予め許可したものとす。

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、総務部人事課及び教育庁総務課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年3月27日から施行する。

(会議)

- 第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 4 会議は非公開とする。

(守秘義務の解除)

- 第5条 委員会は、第1条の目的を達成するため、前副知事や前教育長その他必要と判断する関係者から直接または文書などによって聞き取りすることができる。
- 2 前項の場合、教育委員会及びその他任命権者は関係者の守秘義務に関する許可については予め許可したものとす。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、総務部人事課及び教育庁総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年3月27日から施行する。  
この要綱は平成29年6月22日から施行する。